

相談支援事業とは？

障がいのある方やその家族からの様々な不安や悩みなどの相談をお受けするものです。専門の相談員が対応いたします。

地域で安心して生活していただくために、必要なサービスが利用できるようなお手伝いさせていただきます。また、病院や施設から出て、地域での生活を希望される方の相談にのり、安心して生活ができるようになるまでのお手伝いをさせていただきます。

どんな相談ができるの？

- ❖ どんな福祉サービスがあるのか知りたい
- ❖ 福祉サービスを使いたいけど、どうしたらいいかわからない
- ❖ 日常生活で困っているけど、どうしたらいいかわからない
- ❖ 入所施設や病院から出て、地域で生活したい

★医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した職員を配置し、要医療児者の支援にあたります。

★強度行動障がい支援者養成研修等修了者を配置

当所ご利用案内

営業日 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

※緊急時は、上記営業日・営業時間に限らず連絡に応じ、対応いたします。

対象者 知的・身体・精神・難病の障がいのある方やその家族

実施地域 秋田市全域

※場合によっては秋田市以外の方の相談にも応じます

おもな相談内容

特定相談支援

- ・「サービス等利用計画案」を作成するまでの相談への対応
- ・「サービス等利用計画」の作成／モニタリング／見直し
- ・サービス提供事業者やサービス担当者との連絡調整 など



- …ご本人・ご家族
- …当事業所
- …市町村
- …ご本人・ご家族・当事業所・サービス事業者

障害者総合支援法により、障害福祉サービスを利用するすべての方々に「サービス等利用計画」の作成が必要となりました。

一般相談支援

- ・地域生活への移行、地域生活を継続するための相談への対応
- ・入所施設や病院から地域生活へ移行するための支援
- ・地域での生活が長く継続出来るようにするための支援 など

障害児相談支援

- ・障害児の通所サービスの利用に関する相談への対応 など